

全国健康保険協会運営委員会関係規定

○健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）（抄）

（運営委員会）

第 7 条の 18 事業主（被保険者を使用する適用事業所の事業主をいう。以下この節において同じ。）及び被保険者の意見を反映させ、協会の業務の適正な運営を図るため、協会に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会の委員は、9 人以内とし、事業主、被保険者及び協会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命する。
- 3 前項の委員の任期は、2 年とする。
- 4 第 7 条の 12 第 1 項ただし書及び第 2 項の規定は、運営委員会の委員について準用する。

（役員任期）

第 7 条の 12 役員任期は 3 年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

（運営委員会の職務）

第 7 条の 19 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならない。

- 一 定款の変更
 - 二 第 7 条の 22 第 2 項に規定する運営規則の変更
 - 三 協会の毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
 - 四 重要な財産の処分又は重大な債務の負担
 - 五 第 7 条の 35 第 2 項に規定する役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準の変更
 - 六 その他協会の組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定めるもの
- 2 前項に規定する事項のほか、運営委員会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。
 - 3 前 2 項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（委員の地位）

第 7 条の 20 運営委員会の委員は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（秘密保持義務）

第 7 条の 37 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、健康保険事業に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、協会の運営委員会の委員又は委員であった者について準用する。

○健康保険法施行規則（大正15年内務省令第6号）（抄）

（運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項）

- 第2条の4 法第7条の18第1項に規定する運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、全国健康保険協会（以下「協会」という。）の理事長が招集する。
- 2 協会の理事長は、運営委員会の委員の総数の3分の1以上の委員が審議すべき事項を示して運営委員会の招集を請求したときは、運営委員会を招集しなければならない。
 - 3 運営委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
 - 4 委員長は、運営委員会の議事を整理する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を行う。
 - 5 運営委員会は、委員の総数の3分の2以上又は法第7条の18第2項に掲げる委員の各3分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

○全国健康保険協会定款（抄）

第3章 運営委員会

（運営委員会）

- 第18条 被保険者を使用する適用事業所の事業主（以下「事業主」という。）及び被保険者の意見を反映させ、協会の業務の適正な運営を図るため、協会に運営委員会を置く。

（運営委員の任命）

- 第19条 運営委員会の委員（以下「委員」という。）は、9人以内とする。

- 2 委員は、事業主、被保険者及び協会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命する。

（委員の任期）

- 第20条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（運営委員会の職務）

- 第21条 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 運営規則の変更
- (3) 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
- (4) 重要な財産の処分又は重大な債務の負担
- (5) 役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準の変更
- (6) その他協会の組織及び業務に関する重要事項

- 2 前項に規定する事項のほか、運営委員会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。

(招集)

第22条 運営委員会は理事長が招集する。

2 理事長は、委員の総数の3分の1以上の委員が審議すべき事項を示して運営委員会の招集を請求したときは、運営委員会を招集しなければならない。

(委員長)

第23条 運営委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、運営委員会の議事を整理する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を行う。

(定足数)

第24条 運営委員会は、委員の総数の3分の2以上又は第19条第2項に掲げる委員の各3分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

(議決方法)

第25条 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって、決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の運営)

第26条 本章に定めるものを除くほか、運営委員会の議事の手続その他の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

(秘密保持義務)

第27条 委員又は委員であった者は、健康保険事業に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

全国健康保険協会運営委員会運営要綱

第1条 運営委員会の議事の手続その他の運営は、健康保険法、健康保険法施行規則及び全国健康保険協会定款によるほか、この要綱に定めるところによる。

(代理人)

第2条 委員は、他の委員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、委員は、委員長に対し、あらかじめ委任状を提出しなければならない。

2 前項の規定により、他の委員を代理人として議決権を行使する委員は、会議に出席した委員とみなす。

(委員以外の者の出席)

第3条 委員長は、専門的事項について審議するため必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第4条 運営委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

(議事録)

第5条 運営委員会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議事となった事項

2 議事録は、公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年10月23日から施行する。